

日本労働年鑑 第51集 1981年版
The Labour Year Book of Japan 1981

第二部 労働運動

VII 公害反対闘争

6 その他の公害問題への労働組合のとりのくみ

日教組のNO₂測定運動

日教組は、七九年六月開催の第五三回定期大会で、前年七月になされた「政府の環境基準緩和政策へ対決し、子ども、住民の健康を守るため全国いっせいにNO₂(二酸化チツソ)の定期測定」を実施することを決定した(本年鑑第50集三〇二頁参照)。この大会決定にもとづき日教組公害対策委員会は、八〇年四月、『NO₂測定運動のてびき＝日教組全国一斉大気汚染測定実施要綱』を作成し、六月と一二月に全国いっせいに測定を実施することを決めた(測定方法は天谷式簡易測定)。また、これと併行して問診による大気汚染健康被害調査を実施することを決めた。『NO₂測定運動のてびき』は、「なぜNO₂測定運動にとりくむのか」のなかで、測定運動を実施する意義について、つぎのように述べている。

【測定運動の意味するもの(要旨)】

(1)二酸化窒素の濃度と子どもの健康状況との相関性を、全国規模で調査し、子どもの健全な発育にどのような影響があるかを明らかにすることと、それによって全組合員・地域住民と共に、環境保全は国民としての生存にかかわる重要な権利であるという意志の統一をはかること。

(2)環境庁の測定局による測定値とその公表資料の欠落している部分を全国調査で明らかにし、日本の子どもの生活環境の実態を明らかにすること、さらには規制緩和によって公害認定患者を切りすてようとする行政に強力に反対していく足がかりを作りあげること。

(3)この運動を通じて教育労働者だけでなく、地域住民や父母、労働者とともに生活環境を国民の手にとりもどす大きな運動体の基盤づくりを実現させること。

(4)各地方の運動の中から各県条例の制定促進と改悪反対や環境基準の改善への取組みを強化し、政府・自民党・独占の国民を見殺しにしている環境行政の実態を国民の前に明らかにさせて、その転換を求める国民運動へ発展させていく。

(5)今回の測定は、だれでも簡単に取組めることを重点に、さらには多くの地域で現実に取組まれた経験のある天谷式二酸化窒素簡易測定法を採用し、同一カプセル・試薬・比色計を採用して統一的に実施する。

測定は、衆参同時選挙の影響で一部地域では七月に入ってから実施されたが、全国で一万個以上のカプセルが回収された。測定結果は、八月定期大会までに一応の集計がなされ、その後一二月の第二回測定結果と合わせて、「白書」としてまとめられる予定である。

七四年四月に列車のトイレから排出されるし尿公害＝黄害にたいして、国鉄総裁を相手に、列車し尿流出等の差し止めを求め提訴し、六年間におよぶ裁判闘争をつづけている全施労は、七九年一二月、国鉄当局にたいして申入書を提出、つぎの点について国鉄当局の回答を求めた。

【全施労の国鉄当局にたいする申入れ事項】

- (一) 労使間に「労働環境対策委員会」を設置し、屋外に働く施設関係労働者の環境改善を推進するための具体的な取組みを明確にすること。
- (二) 筑波大学藤原教授が法廷に提出した「黄害鑑定書」にもとづく黄害解消施策を明らかにすること。
- (三) 現在の施設関係職場における黄害被害の実態について、沿線住民に対し、どのような処置をしているのか明らかにすること。
- (四) 国鉄当局が主張する「黄害は職員として採用のときに承知しているはずである。ガマンすべきだ」といういわゆる「受忍の限度」を撤回すること。
- (五) 過去における黄害の解消施策を年度別、施策別に明らかにすること。
- (六) 今後の黄害解消施策をローカル線の三〇基地を含め基地別に明確にすること。
- (七) 現在のタレ流し便所付緩急車両数及び使用線区を明らかにするとともに、同便所を廃止する措置を早急に講ずること。
- (八) 列車便所タレ流しについては、列車黄害解消が実施されるまで進行中の使用禁止間を抜本的に拡大すること。
- (九) 中電及びローカル列車についても現在試行中の「車上処理方式」の実績を明らかにすること。
- (一〇) 身体洗浄に必要な浴場の未設置職場に対し、早急に完備すること。
- (一一) 身体洗浄時間を設定すること。
- (一二) 作業中汚染を受けた衣服については、新品と交換ができるよう措置すること。
- (一三) 黄害汚染のある施設関係職員に作業衣を増貸与すること。
- (一四) 列車の黄害を浴びて働く施設関係労働者の労働条件改善について、具体的な施策を明らかにすること。
- (一五) 施設関係労働者に対し、黄害手当の新設及び基本給の上積みを実施すること。

その一方、公害裁判は、七九年四月の第二四回公判で原告側の鑑定書が提出され、八〇年五月の第三〇回公判では、この鑑定書にたいする被告側の証人による反論尋問がおこなわれ、裁判は核心部分に入っている。裁判における原告側の主張の特徴は、職場での労働衛生・労働環境・人権の問題と地域における公害問題を意識的に結合していることであり、この点が注目されている。

自治労の地方自治研究全国集会

七九年一月六～七日、宮崎市で開かれた第一八回地方自治研究全国集会の環境破壊分科会において二三のレポートが発表された(同分科会参加者は一五二人)。

自治研全国集会では、一九六六年以降公害(環境破壊)分科会が常設されてきたが、第一八回集会での環境破壊分科会の特徴は、まず第一に、政府および自治体の環境・公害行政の後退にたいする闘いが報告されていることである。千葉県職労は、国のNO₂環境基準緩和に追随しようとする県にたいして、NO₂全県七〇〇〇カ所いっせいで調査と健康アンケート調査をおこない、新基準の不当性を明らかにし、そのなかで「いのちとくらしを守り公害の根絶をめざす」要求署名を、わずか一ヵ月間で五万人以上集めたこと、県職労は、約七〇名の組合員が川崎製鉄の六号炉建設(操業)差し止め、損害賠償を請求する千葉川鉄公害裁判の原告に参加し、活動を展開していることなどを報告した。倉敷市職労は、倉敷市特定気道疾ぺい医療費給付条例の廃止に反対する闘争について報告した。そのなかで、市職労も参加して支援共闘会議を結成し、二万七三六五名の条例廃止反対請願署名を集めるなどの活動によって、世論を大きく高めたこと、しかしそれまで公害反対闘争の中心的役割を果たしてきた川崎製鉄労組や三菱自工労組などコンビナートの主要労組が、「公然と公害を是認する方針に変わった」こと、そして、七九年年六月議会で、患者らの反対を無視して条例廃止が可決されたことが報告された。都職労首都公害支部は、NO₂環境基準告示取消訴訟について報告し、「NO₂訴訟を共に闘う会」に団体加盟していること、大阪府本部府職労は、NO₂環境基準緩

和に反対して、簡易測定運動に参加し、また独自の小冊子を作成し職場討議がなされたことなどを報告した。

第二には、今回はじめて反原発分散会が設けられ、三労組から報告がおこなわれた。京都府府職労丹後支部は、一九七五年に熊野郡地区労協、社会党、共産党などで「久美浜原発建設反対連絡会議」を結成して今日まで建設を阻止していること、七九年三月のスリーマイル島の事件発生後、熊野地労協は原発反対署名運動にとりくみ、有権者の三分の二を超す署名を集め町議会へ提出したなどの活動を報告した。また、三重県熊野市職労、山口県豊北町職労も、地域住民との共闘のなかで原発の建設を阻止していることを報告した。

第三は、地域開発・工場立地にかんする報告が多くされたことである。すなわち、青森県本部の「むつ小川原開発に伴う移転者の生活実態意識調査」、酒田市職労の「酒田北港開発と黒松林の伐採」、鳥取・岸本町職の「藤本製薬株式会社山陰工場建設阻止について」、牛深市職の「国営羊角湾総合開拓パイロット事業の破綻」、広島・大崎町職労の「大崎火力発電所建設反対の闘い」、八号地阻止大分県民共闘会議の「大分新産業都市八号地阻止裁判闘争について」などがそれである。

日本労働年鑑 第51集 1981年版

発行 1980年11月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1981年版(第51集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
